

一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領（林産物の売払）

国有林野事業

林産物の売払契約に係る資格審査の申請書類

- 様式1 競争参加資格審査申請書
- 様式2 登記事項証明書（略）
- 様式3 財務諸表類（略）
- 様式4 納税証明書（略）

[作成要領]

- 1 申請書の記載事項の基準日は、申請日の属する年の1月1日(以下「審査基準日」という。)とする。

2 申請書の作成方法

申請代理人欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。

(1) 業種区分

ア 「業種」欄については、営業を行っている全ての業種を、製材業、合・単板製造業、繊維板製造業、削片板製造業、パルプ製造業、チップ製造業、木工業、素材生産業、素材流通業、その他の別に具体的に記入して下さい。

イ 「主従別」欄については、営業を行っている業種のうち主たる業種については「主」、兼業等その業種を付随的に行っているものについては「従」と記入して下さい。

(2) 営業年数

創業時から審査基準日の前日に至るまでの期間から休業等の期間を差し引いた期間を○年○月と記入して下さい。

(3) 役職員数

審査基準日の前日において常時雇用されている役職員(常勤役員、事業主を含む。)の人数を記入して下さい。

(4) 木材購入量

ア 「国有林から直接購入」欄については、審査基準日直前2年間における各年毎の森林管理局署から直接購入(国が民間の市売り市場等に委託して販売した材も含む。)した国有林の立木及び素材(末木枝条を含む。)の総量を素材材積に換算して記入して下さい。

イ 「国有林以外から購入」欄については、審査基準日直前2年間における各年毎の森林管理局署以外から購入した国産材(二次流通によって民間から購入した国有林材及び自社所有林を伐採し消費した立木を含む。)及び外材の総量(立木、素材、製材、木製品等総ての木材購入量の合計)を素材材積に換算して記入して下さい。

(5) 工場

木材関係の業種の操業を行っている総ての工場名(素材生産業、素材流通業にあつては事業所名又は営業所名とする。)及び所在地等を記入して下さい。

(6) 自己資本額の各欄については、次により記載して下さい。

「払込資本金」とは、法人にあつては払込済みの額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額をいい、「準備金及び積立金」とは、法定準備金(資本準備金及び利益準備金)と任意積立金(退職手当積立金等)との合計額(ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額)をいう。「繰越金(欠損)欄」については、申請しようとする日の

直前の決算により記入して下さい。

(7) 林業技術関係役職員名

自社のうちで営業に関して責任のある地位にあり、木材の生産、加工等の技術を有する者（以下「林業技術者」という。）の氏名、職務内容（現役職名、技術内容等）及び経験年数を記入して下さい。

なお、自社の営業年数が満2年に満たない場合は、当該技術者が現職就業以前に他社等において林業技術に関する業務に従事していたときの会社名、当時の役職名及び経験年数をそれぞれの欄に（ ）を付して併記して下さい。

(8) 素材生産

ア 「素材生産量」欄については、審査基準日直前1年間において立木を購入し、自ら伐採、搬出を行い、素材生産した数量を記入して下さい。

また、立木所有者から伐採、搬出を請負った場合は、その数量を（ ）外書きして下さい。

イ 「伐採搬出用の主な所有機械」欄については、自社で所有しているチェーンソー、集材機、トラクター等の主な伐採、搬出用の機械（車両を含む。）の名称と台数を記入して下さい。

(9) 木材業者登録又は証明書

都道府県の登録条例によって木材業者の登録を受けている者は、その登録業種と番号（申請中の場合はその証明書）を、登録条例の定めのない都道府県にあっては、地方公共団体等の発行した適宜の証明書の番号を記入して下さい。

(10) 損益計算書の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記入して下さい。

(11) 貸借対照表の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記入して下さい。

(12) 経営比率の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入して下さい。

3 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。（6の項参考）

4 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

5 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官

署が発行する証明書をいう。（6の項参照）

6 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えありません。

7 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出して下さい（押印は不要です。）。

8 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、林産物の売払に係る契約である。